

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年7月31日

【発行者の名称】

大友ロジスティクスサービス株式会社
(Otomo Logistics Service Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 松村 豊人

【本店の所在の場所】

東京都江東区牡丹1丁目14番1号

【電話番号】

(03) 5245-3001 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員 経理部長 松島 義之

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

大友ロジスティクスサービス株式会社
<https://www.otomo-logi.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期（中間）	第62期（中間）	第63期（中間）	第61期	第62期
会計期間	自2022年11月1日 至2023年4月30日	自2023年11月1日 至2024年4月30日	自2024年11月1日 至2025年4月30日	自2022年11月1日 至2023年10月31日	自2023年11月1日 至2024年10月31日
営業収益（千円）	12,070,940	12,661,867	13,626,839	24,594,044	26,097,213
経常利益又は経常損失（△）（千円）	926,484	△161,523	11,447	1,211,178	△186,799
中間（当期）純利益（千円）	613,293	62,859	10,162	973,252	67,510
純資産額（千円）	8,161,027	8,350,601	8,305,414	8,439,933	8,355,251
総資産額（千円）	34,195,810	46,500,413	46,651,186	38,147,118	46,268,854
1株当たり純資産額（円）	408.05	417.53	415.27	421.99	417.76
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	5 (—)	3 (—)
1株当たり中間（当期）純利益（円）	30.66	3.14	0.50	48.66	3.37
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	30.25	—	—	—	—
自己資本比率（％）	23.9	18.0	17.8	22.1	18.1
自己資本利益率（％）	7.8	0.7	0.1	12.1	0.8
株価収益率（倍）	18.3	—	—	11.5	—
配当性向（％）	—	—	—	10.3	88.9
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,867,383	1,885,527	3,109,945	2,795,151	3,816,572
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△2,956,666	△7,559,619	△2,313,063	△7,704,624	△9,144,204
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	2,656,570	5,721,256	△721,516	5,836,210	5,274,205
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	1,811,055	1,217,670	1,192,445	1,710,505	1,117,079
従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）	1,653 (236)	1,787 (232)	1,844 (227)	1,705 (249)	1,835 (223)

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、第61期（中間）、第62期（中間）及び第63期（中間）は、配当がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益について、第61期、第62期（中間）、第62期及び第63期（中間）は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、第62期（中間）、第62期及び第63期（中間）は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート従業員）は、（）外数で記載しております。
6. 第61期（中間）、第61期、第62期（中間）及び第62期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人の監査及び中間監査を、第63期（中間）の財務諸表については、東陽監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
運送事業	1,356 (43)
商品管理事業	438 (182)
報告セグメント計	1,794 (225)
全社（共通）	50 (2)
合計	1,844 (227)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート従業員）は、（）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益のゆるやかな回復に伴う個人所得や雇用環境の改善、インバウンド需要の高まりにより、景気はゆるやかな回復基調にあります。しかしながら、円安による原材料価格やエネルギー価格の高騰、国内の物価上昇が見られました。これに加えてアメリカにおける政策動向への懸念、中国経済の減速、ウクライナ及び中東情勢などの地政学リスクの長期化により、依然として先行き不透明感が拭えない状況が続いていました。

このような経営環境のもと、当社では客先との契約価格の改定を進めるとともに、前事業年度に新設あるいは増設した営業所の営業活動を活性化し、営業収益の増加に取り組みました。

当中間会計期間においては、運送部門拡大のため、大友ロジスティクスサービスのネットワークを活用した大型案件の獲得に取り組みました。

あわせて、商品管理部門拡大のため、ひたちなか営業所佐和倉庫を更に増築し、合わせて前事業年度に新設あるいは増設した営業所の新規保管案件の獲得に取り組みました。

これらの結果、営業収益は、13,626,839千円（前年同期比7.6%増）、営業利益は160,371千円（前年同期は営業損失152,321千円）、経常利益は11,447千円（前年同期は経常損失161,523千円）、中間純利益は10,162千円（前年同期比83.8%減）となりました。

セグメントの業績を示すと以下の通りとなります。

(運送部門)

建設機械メーカーの生産量がゆるやかに回復し、自動車メーカーの生産変動が継続している状況においても自動車関連部品企業の新規取引先ならびに新規案件の獲得に努め、営業収益は10,464,780千円（前年同期比5.4%増）となりました。セグメント利益は、2024年問題に対応するための賃金の引上げや退職金規程の見直しに伴う人件費の増加、大型車両の購入増による減価償却費の増加等がありましたが営業収益増加に伴い、668,725千円（前年同期比430.7%増）となりました。

(商品管理部門)

自動車関連部品企業の新規取引ならびに新規案件の獲得により、営業収益は3,162,059千円（前年同期比15.6%増）となりました。セグメント利益は先行投資に伴う賃借料の増加ならびに減価償却費の増加があり、201,761千円（前年同期比51.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,192,445千円（前事業年度末比75,366千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前中間純利益16,191千円、減価償却費1,628,979千円の計上及び未払又は未収消費税等の増減額1,470,739千円により、3,109,945千円の収入となりました（前年同期比1,224,418千円増加）。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に滋賀営業所彦根倉庫の建設、豊橋営業所浜松倉庫の増設用土地の取得及び建設、車両の購入等に伴う有形固定資産の取得による支出2,360,252千円の計上により、2,313,063千円の支出となりました（前年同期比5,246,556千円の支出減少）。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入3,150,750千円があったものの、長期借入金の返済による支出1,997,663千円、リース債務の返済による支出797,169千円があったことなどにより、721,516千円の支出となりました（前年同期は5,721,256千円の収入）。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	前年同期比 (%)
運送事業 (千円)	10,464,780	105.4
商品管理事業 (千円)	3,162,059	115.6
合計 (千円)	13,626,839	107.6

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2025年1月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年1月25日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対

象とし、甲が提出する当該再建計画ならびに次の a 及び、 b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)または(b)の場合の区分に従い、当該(a)または(b)に規定する書面
 - (a)法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続または更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨およびその理由または同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）またはこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部ま

たは一部として次の(a)または(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社または存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併またはこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書または四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書または四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のaまたはbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反または上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く)。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要

する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、または、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正または義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正または義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は5,082,436千円で、前事業年度末に比べ744,575千円減少しております。未収消費税等の減少740,310千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は41,568,749千円で、前事業年度末に比べ1,126,907千円増加しております。有形固定資産の増加1,159,465千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は12,276,811千円で、前事業年度末に比べ889,346千円減少しております。短期借入金の減少950,000千円、1年内返済予定の長期借入金の減少406,192千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は26,068,960千円で、前事業年度末に比べ1,321,516千円増加しております。長期借入金の増加1,559,279千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は8,305,414千円で、前事業年度末に比べ49,837千円減少しております。利益剰余金の減少49,837千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

①当中間会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	完了年月
ひたちなか営業 所佐和倉庫Ⅱ期 及びⅢ期(茨城県 ひたちなか市)	運送事業 商品管理事業	物流設備	2024年11月

②当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年7月31日)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	64,000,000	44,000,000	20,000,000	20,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	64,000,000	44,000,000	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年11月1日～ 2025年4月30日	-	20,000,000	-	100,000	-	-

(6)【大株主の状況】

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ビッグフレンズ株式会社	東京都渋谷区上原2丁目8番25号	10,735,800	53.67
松村 豊人	東京都渋谷区	6,864,100	34.32
受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079274) 取締役社長 安藤 裕史	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,400,000	12.00
株式会社エアープランツ	東京都品川区北品川5丁目18番18号	100	0.00
計	—	20,000,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2. ビッグフレンズ株式会社は、当社代表取締役社長である松村豊人が株式を保有する資産管理会社です。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,000,000	200,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年11月	12月	2025年1月	2月	3月	4月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2024年11月から2025年4月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報を公表した2025年1月31日以降、本発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,117,079	1,192,445
受取手形	72,849	108,543
電子記録債権	559,461	679,207
営業未収入金	2,980,559	2,800,067
貯蔵品	634	1,423
前払費用	323,646	280,269
未収消費税等	740,310	-
その他	33,271	23,525
貸倒引当金	△800	△3,046
流動資産合計	5,827,012	5,082,436
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,515,146	28,157,184
減価償却累計額	△5,308,194	△5,969,792
建物(純額)	※1 21,206,952	※1 22,187,391
構築物	2,242,286	2,387,120
減価償却累計額	△746,240	△847,613
構築物(純額)	1,496,046	1,539,506
車両運搬具	9,756,806	9,847,912
減価償却累計額	△7,091,877	△7,325,086
車両運搬具(純額)	2,664,928	2,522,825
工具、器具及び備品	1,069,962	1,138,029
減価償却累計額	△676,013	△746,209
工具、器具及び備品(純額)	393,949	391,819
土地	※1 11,378,168	※1 11,895,106
建設仮勘定	1,241,431	1,004,290
有形固定資産合計	38,381,475	39,540,940
無形固定資産		
ソフトウェア	5,474	4,764
無形固定資産合計	5,474	4,764
投資その他の資産		
出資金	1,720	1,620
従業員長期貸付金	100	30
破産更生債権等	669	7,533
長期前払費用	196,709	184,695
繰延税金資産	398,546	398,546
敷金保証金	1,457,815	1,438,152
貸倒引当金	△669	△7,533
投資その他の資産合計	2,054,892	2,023,043
固定資産合計	40,441,842	41,568,749
資産合計	46,268,854	46,651,186

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	57,366	47,950
電子記録債務	149,308	178,826
営業未払金	926,806	845,883
短期借入金	※1, ※2 4,750,000	※1, ※2 3,800,000
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※2 3,776,643	※1, ※2 3,370,451
リース債務	1,474,052	1,615,068
未払金	201,939	178,243
未払費用	1,159,462	1,157,992
未払法人税等	119,390	5,724
未払消費税等	-	503,857
預り金	36,578	42,699
賞与引当金	514,600	518,000
その他	11	12,114
流動負債合計	13,166,158	12,276,811
固定負債		
長期借入金	※1, ※2 19,580,053	※1, ※2 21,139,332
長期未払金	246,097	191,058
リース債務	3,872,473	3,582,574
退職給付引当金	714,316	817,330
役員退職慰労引当金	62,657	65,696
資産除去債務	271,639	272,756
その他	205	210
固定負債合計	24,747,443	26,068,960
負債合計	37,913,602	38,345,771
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金		
特別償却準備金	356,715	356,715
圧縮記帳積立金	250,422	250,422
別途積立金	133,187	133,187
繰越利益剰余金	7,489,925	7,440,088
利益剰余金合計	8,255,251	8,205,414
株主資本合計	8,355,251	8,305,414
純資産合計	8,355,251	8,305,414
負債純資産合計	46,268,854	46,651,186

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
営業収益	12,661,867	13,626,839
営業原価	12,224,459	12,840,673
営業総利益	437,408	786,166
販売費及び一般管理費	※ 589,730	※ 625,794
営業利益又は営業損失(△)	△152,321	160,371
営業外収益		
受取利息・配当金	3,805	64
受取保険料	33,492	44,080
助成金収入	57,174	36,847
その他	5,504	9,881
営業外収益合計	99,976	90,874
営業外費用		
支払利息	72,966	161,258
支払手数料	28,595	74,084
その他	7,616	4,456
営業外費用合計	109,178	239,798
経常利益又は経常損失(△)	△161,523	11,447
特別利益		
固定資産売却益	14,709	17,046
投資有価証券売却益	108,012	-
受取補償金	135,040	-
特別利益合計	257,761	17,046
特別損失		
固定資産売却損	-	12,302
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	12,302
税引前中間純利益	96,238	16,191
法人税、住民税及び事業税	33,379	6,029
法人税等合計	33,379	6,029
中間純利益	62,859	10,162

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	96,238	16,191
減価償却費	1,516,968	1,628,979
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	768	9,109
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△20,754	3,400
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	76,512	103,013
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,666	3,038
受取利息及び受取配当金	△3,805	△64
受取保険料	△33,492	△44,080
助成金収入	△57,174	△36,847
支払利息	72,966	161,258
支払手数料	28,595	74,084
固定資産売却益	△14,709	△17,046
固定資産売却損	-	12,302
固定資産除却損	0	0
投資有価証券売却益	△108,012	-
受取補償金	△135,040	-
売上債権の増減額 (△は増加)	40,372	18,192
棚卸資産の増減額 (△は増加)	-	△788
仕入債務の増減額 (△は減少)	18,077	20,101
前払費用の増減額 (△は増加)	△7,302	△1,373
未払金の増減額 (△は減少)	△224,058	△95,613
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)	401,718	1,470,739
未払費用の増減額 (△は減少)	320,579	△1,469
その他	35,100	51,299
小計	2,010,215	3,374,427
利息及び配当金の受取額	3,805	64
助成金収入の受取額	32,174	36,847
補償金の受取額	135,040	-
保険金の受取額	33,492	44,080
利息の支払額	△78,432	△151,694
借入手数料の支払額	△28,595	△74,084
法人税等の支払額	△222,173	△121,399
法人税等の還付額	-	1,704
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,885,527	3,109,945
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△3,220	-
投資有価証券の売却による収入	153,282	-
有形固定資産の取得による支出	△7,577,178	△2,360,252
有形固定資産の売却による収入	14,795	28,024
無形固定資産の取得による支出	△1,598	△795
出資金の回収による収入	-	410
従業員に対する長期貸付金の回収	70	70
長期前払費用の取得による支出	△858	△224
敷金及び保証金の差入による支出	△167,965	△35
敷金及び保証金の回収による収入	23,052	19,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,559,619	△2,313,063
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	647,120	△950,000
長期借入れによる収入	12,207,750	3,150,750
長期借入金の返済による支出	△6,090,031	△1,997,663
リース債務の返済による支出	△871,777	△797,169
割賦債務の返済による支出	△71,804	△67,434
配当金の支払額	△100,000	△60,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,721,256	△721,516
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	47,164	75,366
現金及び現金同等物の期首残高	1,170,505	1,117,079
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,217,670	※ 1,192,445

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税引前中間純利益」に含めておりました「支払手数料」は借入金に関わる支払手数料であり、金額的重要性が増したため当中間会計期間より独立掲記することとし、これに伴い営業活動によるキャッシュ・フローの小計欄以下において、「借入手数料の支払額」として独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払手数料」28,595千円、「借入手数料の支払額」△28,595千円を独立掲記するとともに、「小計」1,981,620千円を2,010,215千円に変更しております。

(中間財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法を採用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
建物	19,680,306千円	20,816,585千円
土地	9,589,537	10,106,475
計	29,269,844	30,923,061

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
短期借入金	2,450,000千円	1,700,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,391,557	2,962,127
長期借入金	19,186,736	20,670,907
計	25,028,293	25,333,034

※2 当座貸越契約及びタームローン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。また、設備投資資金の機動的な調達を可能とするため取引銀行とタームローン契約（シンジケート方式を含む）を締結しております。当中間会計期間末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
当座貸越極度額及びタームローン契約の総額	6,650,000千円	10,400,000千円
借入実行残高	5,834,050	6,119,800
差引額	815,950	4,280,200

3 偶発債務

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
手形債権及び電子記録債権流動化に伴う買戻し義務額	365,226千円	301,883千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
給与手当	129,211千円	129,360千円
賞与引当金繰入額	43,614	44,000
退職給付費用	19,049	7,763
役員退職慰労引当金繰入額	6,666	3,038
租税公課	116,744	221,142

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金勘定	1,217,670千円	1,192,445千円
現金及び現金同等物	1,217,670	1,192,445

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年1月30日 定時株主総会	普通株式	100,000	5	2023年10月31日	2024年1月31日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年1月30日 定時株主総会	普通株式	60,000	3	2024年10月31日	2025年1月31日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業内容別のセグメントから構成されており、「運送」、「商品管理」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部営業収益または振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間会計期間（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間財務諸表 計上額 (注2)
	運送	商品管理	合計		
営業収益					
自動車関連	5,042,514	1,203,306	6,245,820	-	6,245,820
建設用・産業用機械 関連	4,443,647	1,148,218	5,591,866	-	5,591,866
リチウムイオン電池 関連	278,677	316,818	595,495	-	595,495
その他	162,862	65,822	228,685	-	228,685
顧客との契約 から生じる収益	9,927,702	2,734,165	12,661,867	-	12,661,867
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への営業収 益	9,927,702	2,734,165	12,661,867	-	12,661,867
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	89,606	89,606	△89,606	-
計	9,927,702	2,823,772	12,751,474	△89,606	12,661,867
セグメント利益	126,012	417,537	543,549	△695,871	△152,321
セグメント資産	22,727,654	19,611,014	42,338,669	4,161,743	46,500,413
その他の項目					
減価償却費	1,176,952	332,774	1,509,727	7,241	1,516,968
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	4,145,420	4,760,758	8,906,179	55,864	8,962,043

(注) 1. セグメント利益の調整額△695,871千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

セグメント資産の調整額4,161,743千円は主に各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、敷金保証金であります。

減価償却費の調整額7,241千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に当社が所有する固定資産の減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額55,864千円は各報告セグメントに配分していない本社が保有する固定資産であります。

2. セグメント利益は中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間財務諸表 計上額 (注2)
	運送	商品管理	合計		
営業収益					
自動車関連	5,427,455	1,511,696	6,939,151	-	6,939,151
建設用・産業用機械 関連	4,645,517	1,178,093	5,823,611	-	5,823,611
リチウムイオン電池 関連	208,199	344,213	552,412	-	552,412
その他	183,607	128,055	311,663	-	311,663
顧客との契約 から生じる収益	10,464,780	3,162,059	13,626,839	-	13,626,839
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への営業収 益	10,464,780	3,162,059	13,626,839	-	13,626,839
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	84,320	84,320	△84,320	-
計	10,464,780	3,246,379	13,711,160	△84,320	13,626,839
セグメント利益	668,725	201,761	870,486	△710,115	160,371
セグメント資産	22,169,942	21,219,847	43,389,790	3,261,395	46,651,186
その他の項目					
減価償却費	1,183,842	439,977	1,623,820	5,159	1,628,979
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	658,561	2,125,775	2,784,337	1,110	2,785,447

(注) 1. セグメント利益の調整額△710,115千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

セグメント資産の調整額3,261,395千円は主に各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、敷金保証金であります。

減価償却費の調整額5,159千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に本社が所有する固定資産の減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,110千円は各報告セグメントに配分していない本社が保有する固定資産であります。

2. セグメント利益は中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える主要な顧客がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える主要な顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として建物及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
1年内	1,832,746	1,828,142
1年超	6,409,351	5,608,995
合計	8,242,098	7,437,137

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	669		
貸倒引当金	△669		
	-	-	-
(2) 敷金保証金	1,457,815	1,441,773	△16,042
資産計	1,457,815	1,441,773	△16,042
(3) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	23,356,696	23,212,774	△143,921
(4) 長期未払金（1年以内支払予定を含む）	377,020	372,416	△4,604
(5) リース債務（1年以内支払予定を含む）	5,346,526	5,371,303	24,777
負債計	29,080,243	28,956,494	△123,749

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、営業未収入金、未収消費税等、支払手形、電子記録債務、営業未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年10月31日)
出資金	1,720

当中間会計期間（2025年4月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	7,533		
貸倒引当金	△7,533		
	-	-	-
(2) 敷金保証金	1,438,152	1,415,560	△ 22,591
資産計	1,438,152	1,415,560	△ 22,591
(3) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	24,509,783	24,155,277	△ 354,505
(4) 長期未払金（1年以内支払予定を含む）	317,072	309,337	△ 7,734
(5) リース債務（1年以内支払予定を含む）	5,197,642	5,209,262	11,619
負債計	30,024,498	29,673,877	△ 350,621

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、営業未収入金、支払手形、電子記録債務、営業未払金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (2025年4月30日)
出資金	1,620

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2024年10月31日）

該当事項はありません

当中間会計期間（2025年4月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	-	-	-
敷金保証金	-	1,441,773	-	1,441,773
資産計	-	1,441,773	-	1,441,773
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	-	23,212,774	-	23,212,774
長期未払金（1年以内支払予定を含む）	-	372,416	-	372,416
リース債務（1年以内支払予定を含む）	-	5,371,303	-	5,371,303
負債計	-	28,956,494	-	28,956,494

当中間会計期間（2025年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	-	-	-
敷金保証金	-	1,415,560	-	1,415,560
資産計	-	1,415,560	-	1,415,560
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	-	24,155,277	-	24,155,277
長期未払金（1年以内支払予定を含む）	-	309,337	-	309,337
リース債務（1年以内支払予定を含む）	-	5,209,262	-	5,209,262
負債計	-	29,673,877	-	29,673,877

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金保証金

敷金保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、割賦及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
1株当たり純資産額	417.76円	415.27円

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日)	当中間会計期間 (自2024年11月1日 至2025年4月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	3.14円	0.50円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	62,859	10,162
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	62,859	10,162
普通株式の期中平均株式数(株)	20,000,000	20,000,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年7月31日

大友ロジスティクスサービス株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 山田 嗣也
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 稲野辺 研
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大友ロジスティクスサービス株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大友ロジスティクスサービス株式会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上